

2010年9月4日（土）県労会議第22回定期大会総括

はじめに

・県労会議は10月29日に結成20周年を迎え、記念の集いを開き、記念の20周年史と機関紙縮刷版を刊行しました。10月31日に行われた記念レセプションには、県労運動の中心になって奮闘された方々95名が出席し、親交を深めると同時に、働くルールが破壊されている今日の社会を立て直そうと、決意に満ちた集いとなりました。

・昨年の大会では2010年の課題として①解雇、失業に反対し、雇用の安定を求める、②生計費原則に立った賃金、所得の確保をめざす、③「セーフティーネット」の整備、確立を求める、④労働基本権の確立を職場段階から追及する、⑤社会保障の充実を求め、消費税引き上げ反対など国民共同の取り組みを追及する、⑥憲法改悪の策動をはね返し、平和を守る、⑦政治の民主的転換をめざす取り組みなど、7点の課題を重視して具体化する方針を確立して、その実践の先頭に立って奮闘してきました。

第22回大会はこうした実践を総括するとともに、大会以降の新たな運動方針を明らかにします。

・民主党政権誕生後9ヵ月で政権を投げ出した鳩山前首相に続き、露骨なまでに財界とアメリカ言いなりの政治姿勢を示す菅直人首相が誕生しました。日米共同宣言の実行をオバマ大統領に約束し、財界の要望を受け入れて消費税増税と法人税減税を参議院選挙の公約にしました。これは衆議院選挙で掲げた民主党の衆議院選挙の時のマニフェストに反するものです。菅首相は衆議院80削減、参議院40削減案を提案して民意を切り捨てようとしています。削減案は国会議員が「自ら身を削る」としながら、実際には昨年の衆議院選挙の民主党の得票に照らして、3分の2の議席を可能にする選挙制度に変えるもので、消費税増税や憲法改悪を強権的に押し通すことができる国会にしようとしています。普天間基地の問題でも沖縄県民の声よりもアメリカの意向を絶対視する露骨な政治姿勢は、国民不在であり、誰のための国会議員であり首相なのかが問われています。

・2010年7月11日投票で行われた参議院選挙は、国民の「民主党は公約を守れ、消費税増税反対」の世論の前に、民主党が10議席を減らしました。小選挙区で保守票が民主党から離れた結果、自民党が13議席増となりましたが自民党も票を減らしました。一方で構造改革論を持論としながらも、国民受けする言い方でマスコミに登場したみんなの党は10議席増やしました。みんなの党以外の既存の政党は軒並み票を減らしました。民主党政権に失望し、消費税増税に反対する有権者の票がみんなの党に集中した結果、1人選挙区で有利な自民党を圧勝に導きました。見かけは自民党が圧勝して国民の支持を得たように見える選挙結果も、消費税増税による財政再建に対する国民の模索は、構造改革路線への逆戻りを選択したわけではありません。消費税増税は大企業の法人税減税は穴埋めとする主張は、景気回復や財政再建、経済成長という国民の関心からすると分かりづらく、革新政党の票に結びつきませんでした。また、消費税増税反対だけでなく、日本の経済やくらしをどう

変えていくのかという議論が必要だったと考えられます。

全労連は経済成長が止まり、派遣切りや低賃金の非正規労働者が急増する一方で、社会保障制度の後退が、憲法の保障する生存権を奪う結果になっていることに対して「福祉国家論」を打ち出しました。労働組合運動が資本の対極にあるものとして、この問題への具体的取り組みが求められています。

・普天間基地の辺野古への移設問題はこれを象徴する問題であり、日本の政府が最優先する日米安保条約は今後さらに国民との矛盾を深める政治課題となることは必至です。参議院選挙で沖縄県は、民主党が公認候補を擁立できずに、革新候補の分裂状態の中で、自民党の政策と反する普天間基地撤去を訴えた自民党候補が勝利する結果となりました。これは、沖縄県民の基地から来る様々な苦しみや軽減や除去、或いは米軍基地に地域経済を依存している県民の複雑な思いが選挙の際に、保守・革新に分かれ 2 分することを示しています。本来なら基地存続を掲げる自民党の候補者が基地撤去を掲げることで、保守票に基地撤去の期待票が集まったと考えられます。沖縄県民は軍事基地の利害の中で、背景には単純に日米軍事同盟や安保条約破棄に徹しきれない沖縄県民の複雑な事情が反映したと考えられます。11月28日投票の沖縄知事選挙では基地撤去を正面から主張する候補者に有権者が願いを託す方向に動くかどうか問われています。

I. 憲法改悪阻止の闘い

1. 憲法宣伝

毎月9日を基本に憲法共同センターが中心になって憲法宣伝を継続しています。6月9日現在で署名数は96,169筆になりました。県内では高梁条の9条の会が活動を積み重ね6月20日で59回目となる署名行動となり、累計で7,811筆を集約しました。

5月3日に憲法記念のつどいが開催され、経済同友会終身幹事の品川正治さんの講演が行われました。会場には350人が参加をし、品川さんの「憲法を主権者として活かしてほしい」という話に聞き入りました。

6月23日、枝野幸男民主党幹事長は記者会見で、廃止されていた憲法調査会について参議院選挙後に幹事長直属組織として復活させるとしました。それに伴い、衆参両院に設置された憲法審査会では、改憲原案の審査ができる状態になっており、自民党などの改憲勢力は憲法審査会の早期始動を求めています。自衛隊が米軍と一体となって海外で戦争ができる憲法に変えようとする動きは、日米共同宣言に基づいて全国の自衛隊の米軍との共同利用と連動するものです。

2. 平和大会の取り組み

12月11日～13日、神奈川県で日本平和大会が開かれました。「日米軍事同盟打破、基地撤去」を求めて全国から1000人が集まり、岡山県からは17名が参加して討論に参加しました。しかし、労働組合からの参加が少なく、平和の運動を組合に根付いていないことが

浮き彫りになっています。憲法や普天間基地撤去の運動を学習活動と連動させるスタイルとして日常化させ、核兵器廃絶などの運動と共に平和運動を労働運動の柱に据えて、組合員を結集させることが重要です。

3. 核兵器廃絶の取り組み

・核兵器廃絶の運動

昨年の原水爆禁止世界大会で確認された「核兵器のない世界を」の新国際署名について、日本原水協の署名目標1,200万筆に対して、全労連が提起した「組合員1人5筆、500万筆」を目標に岡山県労会議として5万筆の目標を掲げて取り組みました。結果は31,350筆となり、目標には届きませんでした。自治労連加盟の笠岡市や高梁市、県医労連の民医連加盟単組の活動で運動は大きく前進しました。県労会議は県原水協の主催する街頭署名の推進役として宣伝カーの確保や宣伝日の動員などで奮闘してきました。オバマ大統領がプラハで「核兵器のない世界をめざす」とする報道がされると、同時に署名に対する反応は日を追うごとに高まり、1日の宣伝で100筆を超える署名を集約する取り組みが生まれました。

・NPT 会議への代表参加

岡山県のアピール署名集約数は4月30日で**122,579**筆となりました。日本原水協は国連に**690**万の署名を提出しました。NPT ニューヨーク行動の一環として4月30日と5月1日の2日間、市内で開かれた「核兵器のない、平和で公正な、持続可能な世界のための国際会議（国際平和会議）」に出席した潘基文（パン・ギブン）国連事務総長は「核兵器のない世界を実現するのは皆さんのような人々の行動だ」と励ましました。また、NPT 会議の開会では、カバクチュラン議長が冒頭に「私は昨日、幾百万の署名の提出を受けた」と述べるなど、各国政府代表に核兵器廃絶の努力を呼び掛ける力となりました。このNPT 再検討会議へは日本原水協から**1500**人、岡山県からは**29**名の代表団が参加して、ニューヨークでの街頭署名などを継続しながら核兵器廃絶を訴え続けました。

4. 平和行進・原水爆禁止世界大会の取り組み

・5月に行われたNPT（核不拡散条約）再検討会議は、世界の反核運動や世論の高まりを背景に、核兵器全面禁止の声の新たな広がりを作り出しました。1954年の3・1ビキニ事件をきっかけに始まった原水爆禁止署名運動は、その運動の高まりの中で日本原水協が結成されました。1955年から始まった原水爆禁止世界大会は55年の運動を積み重ねてきました。大会は、核戦争阻止、核兵器完全禁止、被爆者援護の3本柱を基本に、世界の反核・平和運動と連帯して国際的影響力を持つまでになりました。

・平和行進は「核兵器のない世界」を願って、1958年6月にたった一人の宗教者が広島—東京1000Kmを歩くことから始まりました。以来52年間、核兵器廃絶、原水爆禁止世界大会の成功をめざし、いまでは11の基幹コースのほか、全国の70%の自治体を網羅する網の目行進も取り組まれ、10万人が参加する大きな運動として発展してきました。

・今年の平和行進は岡山県内を7月16日から26日まで、11日間をかけ広島県に引き継ぎました。同時に岡山県内の全ての自治体を訪問する網の目行進も取り組まれました。

・世界大会広島・長崎

今年は世界大会となる広島には開会総会に7,200名が参加（岡山からは128名）して、NPT再検討会議の成果をさらに前に進めるための提案と報告が行われました。特に今年は国連事務総長の藩基文氏が世界大会へメッセージを寄せる画期的な出来事があり、米国のルース大使が祈念式典で献花するなど戦後初めてのことであり、世界の核廃絶の高まりや日本原水協と被爆者の運動が着実に成果を上げていることを示しました。国内では普天間基地撤去などの運動が沖縄だけでなく全土に広がるなかで、外交や平和的努力もしないで米国の核の傘や、全土に米軍基地の強化と自衛隊駐屯基地の共同使用を進めることが「抑止力」だとか「安全保障」だと考えることは間違いだとする運動もこの大会で積極的に議論されました。

・川中原爆認定訴訟違憲判決

「私の病気の原因は、原爆であると認めてください」と裁判に訴えていた川中優子さんの判決が6月16日、岡山地方裁判所で行われ、裁判長は「原告の請求を棄却する」と判決を言い渡しました。

この判決に対し川中優子さんは「被爆者に対しあたたかい判決を期待していたが裏切られました。旧態然とした国の方針に沿った判決だと思います。」と感想を述べました。

弁護団からも「不当判決であり、被爆の状況、急性症状など被爆者の声に耳を傾けようとしていない、評価もしていない。いま黒い雨の地域拡大が言われており、川中さんの被爆した仁保地区でも降ったことは明らか。1歳で被爆したという感受性の高い年齢での被爆も考慮しない、昔の基準に逆戻りした判決といわざるを得ない」「これまでの流れ〔国が25連敗〕に反する判決だ。被爆者援護法の問題は、被爆者の心に寄り添ってつくられており、今日の判決は援護法の考えを理解していない判決だ。同時に、積極認定の審査方針に反し、集団訴訟以前の状況に引き戻す判決といわざるを得ない」と語られました。

以後、川中さんは上告して闘いを継続しています。

5. 普天間基地即時撤去・安保条約破棄を求める闘い

・鳩山前首相が「国外・最低でも県外へ移設」とした沖縄の普天間基地問題では、本来の県民要求が基地撤去であり、憲法改悪反対岡山県共同センターとして沖縄県民と連帯する「辺野古基地の国外撤去・米軍再編反対緊急行動昼休みデモ」を11月12日に行いました。その後、地区労からの呼びかけがあり、幅広く共同する立場から12月23日に社民党や新社会党、地区労などと共同センターが一緒になって、12月23日に県内移設反対の集会とデモ行進を行いました。

・普天間基地や沖縄の問題は安保条約の根幹に関わる問題であり、運動を持続する必要から安保条約破棄岡山県実行委員会を再開して、学習会や宣伝・署名行動を具体化しました。3

月から新安保条約が結ばれた 23 日を基本に毎月定期的に宣伝と署名行動を続けています。5 月 9 日には沖縄から講師（加藤裕弁護士）を招き「普天間基地撤去を求める県民集会」として学習会を開き、122 人が参加しました。

今年には安保条約 50 周年の年となることから、6 月 15 日に小泉親司さん（中央安保破棄実行委員会）を講師に安保学習会（30 人が参加）を開くなど、学習と宣伝・署名行動を重ねながらの運動を継続しています。普天間基地撤去の署名は 6 月末時点で 842 筆となりました。

6. 日本原での日米共同訓練に反対する闘い

・2 月 21 日から 3 月 7 日にかけて日本原演習場では、2005 年に日米地位協定で合意されてから 2006 年以降 3 回目となる日米共同演習が行われました。県労会議は憲法改悪反対岡山県共同センターとして事務局を担当しながら、この演習に反対する集会とデモ行進を日本原演習場一帯で取り組みました。

・防衛省の「改革」で、文民統制の要とされる防衛参事官制度が廃止された年であり、前回から 2 年 3 ヶ月後の今回の訓練は、前嶋山連立政権下で行われました。この政権の安保・防衛政策はインド洋での補給活動を中止したことはありますが、ほとんど自公民政権と変わらないもので、新年度の防衛予算も基本的に事業仕分けの対象から外し、聖域とするだけでなく、思いやり予算を自公政権以上に増やしました。

・2009 年 8 月 1 日、防衛参事官制度を廃止して 3 人以内の定員で防衛大臣補佐官が新設された。防衛大臣補佐官は、防衛省の所掌事務に関する重要事項に関し、防衛大臣に進言し、及び防衛大臣の命を受けて、防衛大臣に意見を具申することを職務とする。（防衛省設置法第 7 条）防衛参事官制度は、防衛局長など内局を通さないと自衛隊制服組が防衛大臣に直接意見を具申できないようにした機構で、戦前の軍部が暴走し日本を侵略戦争に導いたことから、制服組が政治介入を通じて再び暴走することがないように、政府が「防衛政策」の土台にすえた制度でした。

・2 月 28 日に行われた日本原共同演習反対集会で饗庭^{あいはらの}や岩国市からも支援者が訪れ、鳥取県からの参加者も含めて 400 名が結集しました。倉敷はバス参加に積極的に取り組み、集会の成功に貢献しました。この集会を前に、奈義町住民に向けた宣伝行動（1/17）を県北の会と共同して取り組み 30 人が結集しました。また、事前学習（2/10）に取り組み、共同訓練への意識を深めました。集会後のデモ行進は、右翼団体からの妨害もあり、機動隊に囲まれ、ものものしい厳戒態勢の中で行われました。駐屯基地への要請では、事前の申し入れにも関わらず、自衛隊側は門を閉めたままの不誠実な対応となりました。

II. 雇用破壊との闘い

1. ワンストップサービスと年越し派遣村

・2009 年末は一昨年から続く派遣切りや高卒者・大卒者の就職難の中で、2 度と年越し派

遣村を開設しなくてもいいようにと、当時、内閣参与となった湯浅誠氏の提案で、雇用相談と就業支援、失業対策などを窓口一体化で支援するワンストップサービスが全国のハローワークで開催され、11月30日に全国77ヵ所で展開されました。

・全労連や「ワンストップサービスを成功させる会」は厚生労働省が行ったこのサービスに対するアンケートを行い、利用者の内、44.9%が「役に立ったと答える」半面、「使える制度がない」「ハードルが高い」「今日寝るところと仕事が欲しかった」などの不満の声を集約して厚生労働省に改善を迫りました。結局、厚生労働省は不十分さを補うために12月16日～25日にかけて2回目のワンストップサービスを行いました。岡山県では1回目は岡山ハローワークだけでしたが、2回目は岡山、津山、倉敷中央、備前、笠岡の5ヵ所となりました。利用者は1回目（岡山）で35名と発表されました。厚生労働省は年末年始に向けて失業者が街に溢れることも予想されるとして、岡山と倉敷中央ハローワークなど全国136の自治体で相談活動を実施しました。しかし、年末に向けて仕事も寝るところもない失業者が存在する現実はず変わらず、東京都では公設の派遣村が開設され、1月4日までに378名の相談があり、325名が生活保護の申請を行いました。この問題では、入村者が「不正に派遣村を利用している」「規律を守らない」など、意図的なデマがマスコミを通じて流されました。生活困窮者に対するいわれなき中傷や誹謗は大企業の責任を免罪する役割を果たしています。

・県労会議は県労おかやまと共同で岡山県や労働局に対して、ワンストップサービスの充実と年末年始に労働者支援、相談体制強化を要請しました。

・全国的な派遣労働者支援の運動が行政を動かし、厚生労働省の財政支援が実現したことが契機となって、岡山でも倉敷市と岡山市に2009年末になってから公的な一時宿泊所が開設されることになりました。

・岡山市では県労に加盟する地域労組や派遣労働者支援センターの公設派遣村開設の要請にも関わらず、岡山市はその必要性を認めず、派遣労働者支援センターが独自に岡山市前の大供公園で派遣村を開設しました。また、倉敷でも水島で「ほっとスペース25」が中心となり1日派遣村が開設され2名が相談に訪れました。岡山市では路上生活者と失業者に対する生活相談が派遣村で年末年始にかけて行われ、236名が相談に訪れ、10名が生活保護を申請しました。この活動はボランティアが324人参加し、カンパ36万円や支援物資も数多く集まり、支援活動への市民の期待や助け合いの気持ち溢れる運動となりました。

2. 生活支援センターの取り組み、街頭・生活・労働相談活動の全国交流集会

・岡山市と倉敷市の相談活動は1年半が経過しようとしていますが、昨年2月から2010年3月末の時点で、倉敷では203件の相談があり、41人の生活保護申請が行われました。一時宿泊所の利用者は72名となりました。岡山では昨年4月から2010年3月末までに68人が一時宿泊所を利用しました。

・10月30日には全労連主催の「街頭、生活・労働相談活動」全国交流集会が開かれ、倉敷

ほっとスペース 25 の活動が報告され、常設の一時宿泊所・相談所として全国的に注目されました。

3. 就職連の活動

・就職連は6月16日（水）に総会を開きました。1年間の活動を総括する中で、昨年、取り組まれた雇用拡大と就職活動のルール確立を求める取り組みについて意見交換が行われました。昨年の7月末での県下高校新卒者の求職者数が3,878名であるにも関わらず、不況を反映して求人倍率が0.67倍となり、「就職氷河期の再来」に就職連は岡山県教育委員会、岡山労働局、岡山商工会議所へ対策の強化を求めて要請・懇談を行いました。

・こうした活動の中で見えてきたことは、商工会議所の認識は県からの情報提供が少なく、高校生の就職状況について全く把握していないことが分かりました。中小企業の倒産が激増し、高校生がまともに就職できない状況の中でも危機感が弱く、状況認識は一致できても「就職先を選びすぎる。ガマンが足りない」など状況打開に対する意欲が弱いことが明らかとなりました。労働局の対応は厳しいという状況認識はあるものの、就職説明会にどれだけの企業を集めるかが課題とする説明にとどまりました。結果的に10年3月末の高校生の就職内定率は93.6%で前年度▲3.3%となりました。

・結果として、就職をあきらめた高校生は昨年の1.7倍になり、就職内定率が予想以上に落ち込まなかった要因が明らかになりました。県の調査で、ハローワークや労働局が行っている就職支援策が活用されていない実態も明らかになり、就職に意欲が見いだせなくなっている実態が浮き彫りになりました。

4. 労働相談活動と専任相談員の活動、労働相談ホットライン

・労働相談は昨年の状況からすれば減少し、例年の水準に戻りました。

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
33件	36件	34件	42件	29件	31件	46件	45件	24件	19件

・藤田事務局次長が谷本組織拡大オルグ担当者と連携して活動できるようになり、常勤の相談体制が強化されました。地域労組ニュースやホームページの活用で相談活動や解決の様子が分かりやすくなってきました。最近では相談時間が長く、メンタルな内容が多くなっています。

5. 雇用と労働者の権利を守る闘い

・県医労連では、笠岡市内の介護施設で不正経理を追求し、正常な運営を要求していた労働者との連携を深め、働く者へのしわよせを許さず、生活と権利、そして利用者の介護を守ろうと労働組合を結成しました。組合幹部に対する不当な降格人事が行なわれるなどしていますが、組合員も圧倒的多数を組織し、安全・安心の介護を提供しようと奮闘が続けられています。

また、過剰な設備投資と医師の退職によって経営が破綻した津山第一病院では、民事再生法を適用して再生を図る過程で、労働者への賃金・労働条件の切り下げを許さず、雇用を守る中で地域の医療を守ろうと労働組合を結成。最初の団体交渉で理事会から「労働者のリストラは考えていない。労働組合とも共同して再生を図りたい」との決意も述べられ、10年6月4日には裁判所から再生計画案の認可がおりて、再生がスタートしています。

・JMIU 岡山地本は不況のあおりを受けて、特に需要が減っている製造業経営の立て直しを図るために、組合に対して整理解雇を申し出てきました。組合はこの申し出に対して、労働条件の後退を最小限に食い止め、働き続けられる職場を確立するために希望退職に応じました。しかし、このことを契機に社長は責任をとって辞任するなど、会社経営は依然として厳しい状況です。

・郵政改革法案が提案されていますが、45万人の社員の中で非正規職員は21万人を超え、賃金は正社員と同じように働いて年収200万円以下が64%にも上る異常さです。非正規職員の待遇改善を求めて郵産労は全国的なキャラバン5月下旬から行い、6月2日には岡山支店前で10名が参加して宣伝行動を展開しました。

Ⅲ. 賃金闘争

1. 年末一時金の闘い

・2009年末の一時金闘争は県医労連が全体として昨年実績を超える奮闘をしました。11月13日の医労連が提起した全国統一行動には5単組500人が30分～1時間の統一ストライキをかけて闘い、地域宣伝やデモ行進を行いました。

・高教組は県人事委員会が勧告した一時金0.35か月の削減案に対して、0.1ヵ月押し戻して0.25ヵ月としました。しかし年間では7.8%の一時金削減率の上、すでに給与が7%カットされている下で、3回目の交渉は172名の参加で県側の強硬姿勢を押し返しました。この交渉では非常勤講師の交通費の改定や子の看護や疾病予防のための休暇4日間を勝ち取りました。

・一方で生産部門のJMIU 岡山地本や生協労組おかやまの闘いは不況のあおりを受けて、昨年実績を下回る結果となりました。

2. 2010年春闘

・2010春闘は1月30日の第36回県労幹事会・春闘共闘委員会発足総会をスタートとして、分野ごとに行われた平和、社会保障、国鉄闘争、雇用問題などの学習会や諸行動をはさみながら、県労会議が中心となって取り組んだ地域総行動(2/24)、春闘学習総決起集会(3/7)など、学び行動する10春闘を展開してきました。

・3月18日全国統一行動日

早朝7時から始まった郵産労の門前宣伝を皮切りに、県労会議に結集する労働組合の統一宣伝、ストライキ、集会などが1日中連鎖的に行われ、大企業の内部留保を労働者に還

元して、不況打開の力にしようと呼びかけられました。郵政グループに働く非正規労働者の正社員化を求める運動に応えるかのように、亀井郵政大臣が2月27日に中国支社を訪れて「3年以上働く契約社員を正規社員化する」と確約しました。朝8時から通信労組がNTT西日本支社前で1時間の宣伝を行い、30分間のストライキに入りました。NTTグループは9兆5925億円の内部留保をため込みながら、50歳退職・賃下げ再雇用制度で労働者をいじめ、株主配当を優先させています。通信労組は、北海道で契約社員が闘いによって継続雇用を勝ち取ったこと等を例に「職場を変えよう」と訴えました。夜になって、倉敷では10春闘勝利倉敷地域集会が開かれ、デモ行進で市民に「雇用と賃上げを」と訴えました。また、国労岡山地本はこの日のJR西日本からの春闘回答を受けて決起集会を行い、JR西日本支社と駅前商店街周辺をデモ行進しました。「JRは1047名を職場に戻せ」「JRは労働者の賃金を上げろ」の声が岡山駅前に響きました。

全国統一行動日として統一的な産別の運動が求められるところですが、産別任せの運動になっており、県労会議として全体を励ます行動提起が求められています。

・岡山県内主要単産では、3月24日の民間回答指定日に合わせて統一交渉が行われました。生協労組おかやまは、労働基準法の改正に伴う新たな労働条件の整備で合意した他は、賃金部分の引き上げを使用者側が困難と回答しました。

県医労連は、岡山医療生協労組が待機手当の増額を引き出したほか、津山医療生協労組が①キャリア手当の創設、②デイサービス限定の祝祭日手当や非常勤職員の扶養手当の検討を使用者側に約束させました。また、倉敷医療生協労組ではパートの夏季休暇1日を実現しました。県医労連内各単組では10年ぶりの診療報酬引き上げの中で、職員への還元が期待されましたが、各法人ともベースアップは行わず、一時金の改善や退職金会計への繰り入れなどで守りの経営姿勢を示しました。

・山陽新聞労組は10春闘での賃上げを見送り、65歳退職制度と新賃金体系移行制度に伴う協議に入っています。また、嘱託・派遣社員に対する正規職員転換制度の導入をめざして頑張っています。

・JMIUは生産減による経営悪化で現社長が引責辞任するなど困難な状況を迎えていますが、職員の賃金確保や当面の依願退職による経営改善を含め、雇用確保を最重点に粘り強く交渉を重ねました。

3. 自治体キャラバン

・1月18日から春の自治体キャラバンを行い、県下すべての自治体に対して、労働者・国民の切実な要求を積み上げた要請書を手渡すと同時に懇談を行いました。懇談では県労会議が独自に追求する課題として、公契約条例制定と労働者派遣法の抜本改正に向けて、議会への請願（陳情）と合わせて意見交換を行いました。

・労働者派遣法では通常国会で抜本改正をされると思っていた、とする副市長や総務部長に対して、法案が骨抜きになっていることを説明しました。自治体の担当者からは、正規

雇用にすれば中小企業は経営維持できない等の質問も率直に出ました。大企業の内部留保を社会に還元（給与や法人税減税の見直しも）することや、下請け単価の切り下げ規制、或いは中所企業の営業を守る補助金や大型店の地域規制などについて提案を行いました。

・公契約条例は昨年千葉県野田市が制定したものであり、公的な仕事の末端で働く労働者の賃金を自治体が決める画期的な条例であることを強調しました。自治体の中には総合評価方式による適正価格や賃金に配慮した契約の整備を進めているところもありましたが、条例案になると横にらみで消極的な姿勢を示しました。業者全体に仕事が回るように配慮しているとしながらも、労働者の賃金にまで及ぶ調査や改善を求めた自治体はありませんでした。業界から競争では原価割れを招く最低入札に、契約価格の引き上げの要求が出て、配慮している実態や、仕事の絶対量が少なく将来の見通しができない等の切実な話も出されました。全体としては自治体内企業へ配慮はあるものの、競争入札による弊害から適正価格入札に向けての努力は何えました。

4. 公務員の賃金闘争

・公務員の確定闘争

岡山市職労が11月17日に妥結しましたが、政令市となって初めて岡山市人事院勧告の中で、給与表月額▲1.36%の改定となるなど、国を上回る減額となりました。公務員の確定闘争は官民一体の闘いが叫ばれていますが、公務員だけの闘いでは人事院の勧告を容易に押し戻すことができない状況です。世論に訴え、公務員の賃下げが民間に波及してさらに景気を悪くしていく影響を知らせていくことが必要です。国民の間の賃金格差の対立をあおる材料にさせず、国民が勧告を押し返す闘いとしての県労会議の役割は重要になっています。

・人事院への要請行動

10春闘の山場を迎えた3月18日、全労連公務部会・公務労組連絡会は全国統一行動を行い、中国人事院に公務員の賃金確定について交渉を行いました。公務労組連絡会中国ブロック協議会は、人事院中国事務局に対して賃金改善や非常勤職員の処遇改善などについて要求書を提出し、昼休みを利用して集会を開催しました。集会では申し入れの報告と共に闘いの課題を3点提起されました。①官民賃金の引き下げにどのように対応するのかという問題で、公の賃金を引き上げ内需の拡大を図ることが、民の賃上げにも影響し全体の景気回復につながる。②非正規労働者との格差の解消では、公務でも1/3の非正規労働者がおり、正規と非正規の格差解消が重要だ。公の非正規は低賃金で公が民をさらに引き下げている。また公が出す仕事で民の賃金を下げている事の改善に向け具体的な措置が必要だ。③政府が進める「地域主権改革」は社会保険庁などの分限勧奨など「構造改革」路線で大量に分限免職になる。こうした事態は人事院に責任があるとしました。

IV. 最賃法など働くルールの確立の運動

1. じん肺の取り組み

10月3日と5月17日、建交労県本部は「じん肺キャラバン」に取り組み、岡山労働局に対して、労働行政地方移譲反対、じん肺などの予防・救済強化などを要請しました。これには、建交労中国ブロック、県労会議、県過労死センターの代表も参加しました。政府は国会に「地域主権法案」を提出し、地方への権限移譲と国の義務付け等を緩和して道州制の導入や民間開放を財界の考え方で進めようとしています。労働基準局や職業安定所まで自治体に移譲するもので、これは国民の勤労権を保障する憲法27条や国際労働機構88条約にも違反するものです。また、振動障害、じん肺認定に当たって、主治医の診断を尊重すること、じん肺の裁判によらない救済制度「補償基金制度」の創設、アスベストの被災者への給付を労災と同等にすることなどを要請しました。

2. 最低賃金審議会など労働行政の民主化を求める闘い

・最賃体験

パート・臨時労組連絡会は5月20日、筒井晴彦さん（国民運動研究家）を講師に、最低賃金の大幅引き上げと最低賃金制度の世界の流れを学習すると同時に、この日をもって1ヵ月の最賃賃金体験をスタートさせました。集会には29名が参加し、運動の確信を深める講演に後押しされるように6月19日までの1ヵ月間、20人が最賃体験を行いました。

・最賃専門部会への委員推薦

最賃審議会委員の任期が2年となり、今年は専門部会のみ推薦となりました。7月16日に推薦を行いました。やはり除外される結果となりました。7月5日、27日に岡山地方最低賃金審議会の傍聴を行い、7月16日には審議会へ最賃引き上げの意見書を提出しました。

・最賃宣伝の取り組み

今年の最賃宣伝は、2月24日地域総行動を皮切りに毎月の宣伝と署名行動を継続してきました。署名も組織内に配付していますが、例年の取り組みでありマンネリ化の傾向があります。地域と組織内の署名を県労会議全体の取り組みとするための援助が求められています。6月末で349筆の到達です。商店街での署名の集まりが悪く、1昨年への派遣切り等も含めた経済不況時の反応との差が極端に現れています。

・10最賃をめぐる政府の動き

政府は、昨年末に策定した基本方針に基づき、6月中の新成長戦略の策定を目指し検討を続けてきました。政局混迷で作業は遅れましたが、6月3日、政府は最低賃金を2020年までに平均1000円に引き上げる目標を新成長戦略に盛り込むことを決めました。

合意された目標は、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」というものです。2020年が目標達成年次とすれば、少なくとも、毎年25円程度の引き上げが必要で、過去3年の引き上げ幅（年10～16円）を上回ることが必要です。そのため、経済界は当初、「中小企業の経営への影響が大きく、逆に雇用が失わ

れる」と引き上げ目標掲示に反対したが、政府が中小企業の支援策に力を入れることを条件に、歩み寄ったといわれています。

ただし、政府の目標は、実質 2%、名目 3%を上回る経済成長が前提とされています。中小企業への支援策の実施も条件とされていますが、具体策は明らかにされていません。7月の最賃審議のスタートを前にして、「最賃引き上げに向けた政策合意」が政労使の枠組みで確認されたことは、運動の成果ですが、生活保護に満たない低額の賃金で働くワーキングプア問題の解消をはかるための金額水準が「全国一律 800 円、平均 1000 円」という中途半端なものであることや、場合によっては 10 年も到達が先送りされるという腰の引けた設定であることについては、問題ありといわねばなりません。全労連は、5 月末、政府に対して、ただちに要請書を出し、公約先送りの見直しと金額の引き上げを求めています。

3. 公契約運動と労働者派遣法の抜本改正に向けた取り組み

・公契約運動

2009 年 10 月 29 日に行われた全労連の「公契約運動全国交流集会」を契機に、県労会議としても全建労岡山支部の石倉信也さんを講師に公契約学習会を開き、自治体キャラバンにつないでいきました。自治体キャラバンで県労会議の議会陳情や請願が議会で採択された自治体は 6 月末現在で 5 自治体となっています。2 月 24 日の地域総行動では岡山県との間で県内自治体の公契約に対する態度などを紹介しながら、県としての考え方を伺うなどの懇談を行いました。今後は情報提供や意見交換で認識を深めることになりました。

・労働者派遣法の抜本改正背の取り組み

自治体キャラバンの中で労働者派遣法の抜本改正に向けた陳情・請願に取り組みましたが、6 月末現在、10 自治体で採択されました。この問題では署名運動に取り組みましたが、昨年末からの派遣切りをなくす運動として、県労会議の総力を上げてきたことから考えると、訴えの弱さもあり 5 月末で 2,374 筆という低い到達に終わりました。

4. 非正規で働く仲間の全国・県内交流集会

・5 月 22 日～23 日に非正規で働く仲間の全国交流集会が松山で開かれ、全国から 432 人が結集し、岡山県から 17 人が参加しました。また、県労会議のパート・臨時職員交流集会が 6 月 19 日に開かれ 23 人が参加しました。最賃体験や総会を通じてしか交流のなかった仲間が集まりました。学習と意見交換をする機会が少なく、初めての企画は大変好評でした。

5. 国鉄闘争と歴史的な政治解決

・国鉄分割民営化による国家的な不当労働行為としての JR1047 名の採用差別事件は、24 年に及ぶ闘争の歴史を経て、政治解決が図られました。国鉄分割民営化に反対する組合員のみを不当に新会社に採用しないとする採用差別事件は、雇用問題を残し、2010 年 6 月 28 日で和解が成立しました。

・県労会議は支援共闘に結集しながら、JR 西日本への要請行動を積み重ね、物品販売やカンパ活動への要請行動、毎年開かれる集会や激励行動に参加する中で、常に全動労、国労岡山地本の組合員を激励してきました。この闘いは県労会議の闘いの歴史でもあり、初代の県労会議議長であった柴田さんは 1990 年 4 月に解雇を言い渡されました。それから 20 年の闘いはやっと報われる日を迎えました。8 月 25 日には国労岡山地本も報告集会を開きました。しかし、国鉄の改革と称して始まったこの民営化は、JR 福知山線脱線事故や安全軽視の人減らしなど、利益優先の企業体質を根付かせています。福知山脱線事故の原因を追及する調査委員会の報告さえ捻じ曲げようとした JR 西日本は、歴代社長の傲慢な経営体質として刑事事件として社会的に糾弾されました。県労会議は 10 月 22 日、JR に対して安全軽視は絶対に許されないとする要請を行いました。

6. 働く者の命と健康をまもる闘い

・岡山県労災職業病・過労死連絡センターは 2009 年 12 月 20 日総会を開き、活動報告と方針を決定しました。この総会には 37 人が出席しました。総会では重工産業労組からアスベスト電話相談の取り組みや岡山過労死を考える家族の会から中上さんが自身の父親の過労死裁判が報告と支援の要請が行われ、地域労組からは中上過労自殺事件の裁判のパワハラ証明の問題点や高梁市職員の過労死裁判の時間外労働の立証と争点などについて報告を行いました。高教組からは高校教師の長時間労働と病気休職者の問題点を、組合員 374 名の業務記録票から分析した結果、時間外労働が 80 時間を超え、「厚生労働省の過労死赤信号ラインは 10 に 1 人はいる」と報告しました。総会後は過労死弁護団の清水善朗弁護士から「県内過労死・労災認定裁判の現状と争点」と題して講演が行われました。

・6 月 5 日から 2 日間、高松市で第 2 回いのちと健康を守るセミナーが開催されました。

セミナーでは昨年勝利解決した香川アスベストじん肺裁判について、合田建交労前委員長が、判決では認められなかった人や家族も含めて和解し、会社も「社会的責任を認めて謝罪したこと」を大きな前進点として報告しました。

記念講演は「メンタルからの職場復帰」と題して京都心の健康支援センターの大槻久美子さんが行い、東京社会医学センター村上理事は「夜勤・交替制労働の有害性と労働法制の課題」と題して夜勤労働の有害性を語りました。5 つの分科会で討論・活動交流が行われ、閉会集会で岡山の中上、森過労死認定訴訟の原告が支援を訴えました。

V. 社会保障、増税、教育など国民共同の運動

1. 社会保障推進協議会の取り組み、宣伝、デモ、学習会など

・後期高齢者医療制度廃止の運動をテーマに岡山県社会保障推進協議会は昼宣伝(10/26)に宣伝を行い、31 日には午後からデモ行進を行いました。2 月 25 日の学習会では講師の谷本諭さんから、後期高齢者医療制度は 4 年後に先送りされただけでなく、対象年齢を 65 歳に引き下げようとしていることが明らかにされました。4 月 1 日には岡山市消費税をなくす

会との共同で「社会保障の後退を許さない」とする昼休みデモと宣伝行動が展開されました。

- ・3月2日には後期高齢者医療広域連合(連合長・井手紘一郎)に対して、今年4月の保険料改定の時期を迎えて、4.2%増の保険料引き上げの提案が議会に提案されようとしていることに対して、負担の軽減を求めました。しかし広域連合は財源がないとこれを受け入れませんでした。

- ・路上生活者の調査と支援活動が1年を経過する中で、元派遣労働者の路上生活者が減ってきたことを契機に5月末をもって調査活動を中止して、炊き出しなどの支援活動のみを行うようにしています。

2. 消費税増税反対の運動

岡山市各界連との合同で県各界連の運動を再開しました。毎月24日を基本に消費税反対の署名運動を継続してきました。この運動は憲法や安保宣伝のようにマスコミに左右されることなく、毎回の署名活動で反対する人の署名がコンスタントに集まっているのが特徴です。

3. 障害者自立支援法の闘い

- ・障害者自立支援法の違憲性を争って、訴訟を起こした岡山県美咲町在住の清水博さんは全国的な訴訟団の力もあって、裁判は1月7日に政府と訴訟団の合意を受けて、4月16日和解しました。県労会議この訴訟を支援しカンパや署名運動に協力してきました。

- ・障害者自立支援法違憲訴訟は原告団(71人)が提起して訴訟の目的と意義に照らして、国(厚生労働省)がその趣旨を理解して、今後の障害者福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために、最善を尽くすことを約束したもので、2010年1月7日に基本合意文書が確認されました。

- ・その後、民主党政権は国会での政治取引から、自民党が提案した障害者自立支援法の廃止ではなく延命を図る法案を委員会でも強行採決しました。参議院の議論を経て採決される見通しが濃厚でしたが、障害者団体の連日の運動や共産党国会議員の奮闘もあって、会期切れとなる16日に廃案となりました。

4. NPO 法人朝日訴訟の会総会

- ・2月13日にはNPO法人朝日訴訟の会総会が早島町で開かれ、60人が参加しました。石口俊一弁護士(広島生存権裁判弁護団長)が「歴史的勝利判決から半世紀 - 憲法25条は今 - 」と題する講演を行いました。この総会には訴訟継承者の朝日健二さんや小川政亮日本社会事業大学名誉教授も出席して参加者を激励するなど、朝日訴訟第1審判決から50周年が経過した生存権裁判の意味を考える総会となりました。

5. 子どもの貧困シンポの取り組み

・子ども教育県民の会は2月13日にシンポジウムを開き、学校現場や保育園、生活支援などの中で起こっている子どもたちの状況が明らかにしました。親の愛情に恵まれない子どもたち、言葉を教えてもらっていない子ども、弁当がコンビニのおにぎりの子どもたち、ゲームばかりでコミュニケーションが取れない子どもたち、親の貧困がダイレクトに子どもの食事、教育費に影響している実態が語られました。

6. 年金と後期高齢者医療制度廃止の闘い

・年金者組合は2月19日、年金学習会と昼休みデモを行い年金の引き上げと同時に社会保障制度の充実を求める運動を行いました。4月16日には老後を豊かにする岡山県連絡会の総会と学習会が開かれ、講師の田辺昭夫さんは「年齢による差別など、人権無視のこの制度は一刻も早く廃止させなくてはなりません」と語りました。

7. 11.8 国民大運動中央集会

11月8日、「不況打開、なくせ貧困、雇用確保、守ろう！いのちと暮らし」の国民大集会とデモ行進が行われ、全国から3万5千人、岡山から162人が参加しました。「新政権はいのちを大切に政治を掲げているが、一方で軍事費削減や大企業優遇税制に手をつけない問題もある。沖縄普天間基地撤去や失業・貧困問題は緊急に解決させなければ政治課題だ。集会成功を力に国民生活の危機を打開しよう」と呼び掛けました。その後の経過から、公約を投げ捨て、普天間基地の辺野古への移設、沖縄県民の声よりも日米共同宣言の実行を約束する鳩山前首相、菅直人新首相のアメリカに忠誠を尽くす姿勢が明らかになりました。また、消費税増税10%を参議院選挙の公約とするなど政権発足から1年も経たないうちに公約を反故にする政治運営は、国民騙しであり、公党としての責任が問われています。

VI. 組織の拡大強化

1. ハンセン病市民学会

実行委員会として取り組まれたハンセン病市民学会は5月8日～9日にかけて、岡山プラザホテルで開催され、全国から900名が参加しました。県労会議や自治労連、医労連は要員として学会成功のために力を尽くしました。牧野市民学会共同代表は主催者あいさつで、「隔離されていることが如何に辛いかわ、風化させてはならない」と述べました。

集会では人権無視の隔離政策など当時の状況が報告され、「自ら闘うしかない」と気づき、50年間一途に生きてきた事などが証言されました。2009年4月に新しい法律「ハンセン病問題基本法」が施行されましたが、「闘わずして何の解決もない」と述べられると共に、地域との交流を進める療養所の将来構想を考える取り組みが今後の課題となっています。

2. 第6回地域人権問題研究集会

第6回地域人権集会は岡山市市民会館で開かれ1500名が参加しました。実行委員長の小畑隆資（岡大教授）さんが開会のあいさつで、「鳩山政権は自公政権が進めてきた地方分権改革に対して『地域主権』改革を看板施策として打ち上げている。地域主権をいうことで、地域のことは地域の自己責任でと主張し、構造改革路線を地域から進めている」と批判しました。また、集会では渡辺治（一橋大学名誉教授）氏が記念講演を行い、「憲法を暮らしに活かす運動の到達点と課題」として、「人権運動こそが地域から新しい福祉国家の芽を、地域で憲法を暮らしに活かす主体形成を」と参加者を激励しました。今回の大会にあたって、基調報告をした全国地域人権運動総連合事務局長の新井直樹さんは、地域権利憲章の制定をめざすとしました。

3. 文化の取り組み

・11月3日、憲法公布記念の集つどいが開かれ、読売文学賞受賞作家の小川洋子さんの記念講演が開催されました。その後、5日～8日まで「博士の愛した数式」の演劇が上演されました。

・10月15日、実行委員会で取り組まれた映画「いのちの山河Ⅱ」の第1回上映が市民会館で開催され、580名が観賞しました。その後、各地で上映がされていますが、後期高齢者医療制度が導入され、医療と命がテーマになっている時であり観賞された人には非常に大きな感動を与えました。しかし、映画人口の減少もあって、宣伝にも関わらず観賞する人が少ない状況です。

4. 全労連20周年記念行事

全労連は結成20周年を記念して、20周年史を大月出版から発刊し、同時に全国ボウリング大会を開催しました。ボウリング大会は中国ブロックとしても取り組まれ、岡山県労会議は岡山市と倉敷市の2会場で大会を開き、19チーム57名が参加しました。中国ブロックの代表として全国大会に出場した倉敷医療生協労組水協①チームは2位の成績を収めました。また、全労連の記念集会へは岡山から3名が参加しました。

5. 組織拡大と組織調査

6月に組織調査を行いました。全体として県医労連・年金者組合以外は組織数を減らしました。年金者組合は10年間で組合員が倍加して、10万人を6月13日に突破しました。岡山県では7月15日現在で791人となりました。県医労連は過去最高の3,987人となりました。結果は5月末集約で15,996人の組織人員となりました。

労働組合の組織率は2009年度で岡山県は19.9%（全国は18.5%）にとどまり、この傾向は連合が対前年度比1%増、県労会議1.7%減（但し、年金者組合は除いて）となっています。

6. 青年部、女性部の活動

・青年部

青年部活動は12月11日に定期総会を開きましたが、その後は役員会が成立せず活動が止まっています。5月16日には全国青年大集会が開かれ、「若者を使い捨てにする不安定雇用を一掃しよう」全国から5,200名が結集しました。岡山から県労青年部を含めて25名が参加しました。青年の要求に沿った運動を提起して活動を再開することが必要です。

・女性部

女性部は役員会を再開し、毎月会議を開いています。9月18日に講演を含めて総会を開く準備を始めています。

・パート・臨時労組連絡会

12月5日に第9回総会を成功させました。役員会は定期的にかかれ、今年初めて6月19日に学習交流集会を開き53名が参加して、安保条約や公契約運動についての学習と自由討論で交流を深めました。最賃の取り組みでは20人が最賃体験を行い、最賃引き上げの要請の力にしました。

7. 全労連共済の活動

労働共済は2月1日から全労連共済と名称変更され、全労連加盟の単産の独自共済は全労連共済に集約されました。この措置は保険業法の改定による共済制度の締め出しが契機となっていますが、今後は労働組合の独自共済存続に向けて継続した運動が必要になっています。

8. ホームページの充実（ブログ、非正規センター、過労死センター）

県労会議のホームページに加えて、11月よりブログを開始しました。日々の活動を迅速に詳しく組合員に伝えており、組合員や関係団体からも好評です。このブログと並行して、これまでのホームページも充実され、非正規センターの活動や「いのちと健康センター」の活動を詳細に掲載できるようになりました。

9. 宣伝活動

県労会議は毎月第1水曜日の朝宣伝をはじめ、9の日憲法宣伝、23日の安保宣伝、24日の消費税反対署名、6・9行動に核兵器廃絶の宣伝署名行動、2月～7月の最賃宣伝など多彩な宣伝行動を展開しています。この宣伝行動に単組を含めた多くの組合員を結集させることが、署名運動を日常化して、外に打って出る闘いを習慣化することに繋がります。継続させながら、運動の強化をはかります。

県労倉敷でも第1水曜日の早朝宣伝行動が定着しています。

Ⅶ. 県内情勢の特徴

1. 岡山県財政の特徴

- ・「快適生活県おかやま」（2009年11月発表）には中身がない

岡山県は2010年度予算編成方針にあたって、2008年12月に発表した財政構造改革大綱にそって、巨額の収支不足を解消するとした。予算編成にあたっては2009年11月13日に選択と集中をより一層加速させ「快適生活県おかやま」を実現していくとして、2010年度の予算要求額を6,617億円（前年比ほぼ100%）としました。その歳入の中身は地方交付税と臨時財政対策債の発行（上積み50.6%増）によるもので、税収はむしろ減っています。実質的な県税収は1,850億円と前年比で402億円の減収であり、景気低迷に伴う国の地方財政対策で補填され、地方交付税が2,363億円と前年比で287億円増加したために何とか歳入が確保されただけで、一般財源ベースの事業は2009年度5,025億円から2010年度4,910億円と減っています。不況による法人関係税は298億円であり、42.8%の落ち込みで223億円の減収が見込まれるとしています。県税収入全体では前年度比17.8%減とされています。県税収入は2年間で7割減（ピークは2007年の954億円）となっています。

- ・財政再建の手法は職員の給与カットと人員削減

岡山県は職員の給与カット（平均7.4%、117億円、2012年度まで）と県遊休土地の売却によって124億円の収支不足を補ったとしています。臨時財政対策債の増発に残高が増え続ければ財政が再びその償還のために厳しくなるのは明らかです。また、2016年度まで10億～40億の収入不足が続くとされ、県有施設駐車場の有料化や後楽園等の高齢者の入園料免除廃止などで歳入を確保するとしています。このまま県民生活に直結する財政運営が続けば、地域経済への影響は避けられません。財政構造改革大綱によれば、今後とも県職員の削減がH24年4月までに1,233人（5.1%）としています。景気対策と共に働く者の所得を増やす対策は生活と同時に県財政を再建する最重要課題であり、それなくして「快適生活県おかやま」の実現はありません。

2. 県内の雇用情勢（岡山労働局資料から）

- ・2010年4月の有効求人倍率は0.64倍となり、前月を0.02ポイント上昇しました。新規求人数を前年同月と比較すると、建設業5.4%減、卸小売業14.9%減、サービス・娯楽業10.1%減、他方、製造業18.4%増、情報通信業130.5%増、宿泊・飲食サービス業32.2%増、医療・福祉14.8%増など、全体として対前年同月比10.3%増となり、2007年10月以来2年6ヵ月ぶりに増加に転じました。前月と比較して有効求職者数が41,967人から45,025人と3,058人（7.28%）増加していますが、有効求人数が26,614人から26,196人と418人減少しています。

- ・岡山県の女性労働者の実情

H17年の岡山県の雇用者総数は775,750人で、女性の雇用者は335,149人です。

雇用総数に占める女性の割合は43.2%とであり、調査ごとに増えています。

・岡山県のパート労働者の状況

平成 19 年のパート等労働者は 168,000 人で、その内、女性は 134,000 (79.8%) です。また、女性雇用者 358,300 人中に占めるパート等労働者の割合は 37.3%です。雇用者中の占めるパート等労働者の割合が増加するとともに、女性雇用者中に占めるパート等労働者の割合も増加しています。

・平均勤続年数

平成 20 年の岡山県の女性の平均勤続年数は 9.3 年と平成 19 年と比べ、0.5 年下降しています。男性と比較すると 4.2 年短い状況です。

・岡山県の男女の賃金格差

平成 20 年の岡山県の一般労働者の所定内月給与額は、男性 303.5 千円、女性 218.8 千円です。

・岡山県内の生活保護の実情

全国の生活保護者が 130 万人を超えましたが、岡山県でも保護率は 10.2%と厳しい数字です。

生活保護 2009年3月分			
市町村	世帯数	保護人員	保護率
総数	14,172(世帯)	20,014	10.2%
市計	13,607	19,270	10.5%
町村計	565	744	5.8%
岡山市	6,966	9,898	14.2%
倉敷市	3,625	5,370	11.2%
津山市	696	859	7.8%
玉野市	422	579	8.8%
笠岡市	276	370	6.6%

3. 岡山の経済（岡山経済研究所より）

岡山県の経済は製造業を中心に持ち直しているものの、依然として景気は後退の状況を脱していません。中小企業は仕事が戻ってきたとはいえ、大手からの下請け単価の切り下げや減価割れの仕事をしながら、仕事を回すという厳しい状況から立ち直っていません。

2010年4月度の岡山県総合政策局統計調査をみると、全体として賃金・雇用指数が上昇傾向になっています。建設業などは賃金の引き上げが見られますが、電器産業などは好調と言いながら、その利益が労働者の賃金に回っていません。景気不安から利益のため込み傾向が見られます。常用労働者数も 1.2%減となりました。

岡山県労会議 2010年度方針

スローガン「憲法をいかし、なくそう貧困と格差、変えよう職場と地域、つくろう平和な世界」

I. 運動の基本方向

1. 大企業中心の社会・経済からの転換を求める労働組合・民主団体との共同の推進
 - ・ 貧困の深刻化、格差の拡大、就職難など労働者・国民を苦しめている大企業中心の社会・経済の仕組みからの転換をめざす闘いを強化します。
 - ・ 「吐き出せ大企業の内部留保」キャンペーンの継続と中小企業や農民団体、市民団体との共同を迫ります。
 - ・ 温暖化排気ガス排出量削減をめざす活動を具体化します。
2. 「雇用と社会保障による福祉国家をめざす」全労連運動に結集しながら、働くルールの確立と安心して働ける良質な雇用を求める運動を強化します。
 - ・ ディーセントワークを推進する運動を強化します。
 - ・ 憲法 25 条に定められた生存権や 27 条の勤労権が機能せず、社会保障制度拡充と安定した雇用による福祉国家をめざして闘います。
 - ・ 労働者派遣法の抜本改正・最賃・公契約条例策定の運動を進めます。
3. 消費税引き上げ反対、社会保障制度の充実を求める国民運動の前進をめざします。
 - ・ 社会保障拡充と社会保障基本法制定をめざす共同の取り組みを進めます。
 - ・ 大企業の・大金持ち優遇の税制を改め、消費税増税に反対する宣伝と県民運動を組織します。
4. 核兵器廃絶・安保条約破棄、在日米軍基地撤去の運動を前進させる。
 - ・ NPT 再検討会議の到達点をふまえ、「核兵器のない世界」をめざす岡山県の運動を強化し、「核抑止力」に依らない世界との友好的共存を提起する運動を進めます。
 - ・ 沖縄普天間基地の無条件撤去、辺野古沖への移設、徳之島での基地建設反対する取り組みをはじめ、日米地位協定強化、基地機能の分散・拡充反対します。
 - ・ 奈義町の自衛隊駐屯基地の日米共同使用と拡充に反対する運動を強化します。
5. 雇用闘争と組織強化の運動に取り組む
 - ・ 全労連が提起した組織拡大 5 カ年計画の最終年となることから、組織数の減少傾向に歯止めをかけ・組織拡大につながる運動を強化します。
 - ・ 非正規労働者・青年、婦人の運動を重視して取り組みます。
 - ・ 県学習協へ加盟し、基礎学習を強化しながら学習運動を活性化させます。

II. 重点課題の取り組み

1. 解雇、失業に反対し、雇用の安定を求める取り組み

(1) 労働者派遣法の抜本改正、有期雇用に対する規制強化、男女賃金是正、均等待遇実現をめざす制度改善のための学習、署名、宣伝活動を強化します。

(2) 全労連がすすめる失業時の「セーフティーネット」再生の取り組みを強化します。リストラ支援センターの活動を継続して、派遣労働者支援の活動を進めます。

(3) 雇用拡大のための労働時間短縮の運動を強化します。

(4) 県過労死センターと提携し、労働環境の改善、メンタルヘルスなど労働安全衛生課題に取り組みます。じん肺・アスベスト被害の闘いを支援します。

(5) 公務員労働者の労働基本権確立をはじめ、公務員攻撃に反撃する運動を強化します。

(6) 就職連に結集しながら新規卒業者、障害者、難病者などの就職支援に取り組みます。

(7) 公契約条例制定の運動を強化しながら、公務員を増やして住民サービスを向上させる運動を強化します。非正規労働者の労働条件の改善に努めます。

(8) 商工団体連合会などとの共同で、中小零細企業・事業者の経営を守る運動を取り組みます。

(9) 医療・介護分野をはじめとする外国人労働者の雇用の安定と権利擁護の取り組みを強化します。EPA・FTA協定の締結・実行に反対する共同の取り組みを強化します。

2. 生計費原則に立った賃金、所得の確保を目指す取り組み

(1) 全労連が提起する「賃金・所得の底上げこそ内需拡大、景気回復の鍵」の運動と社会的合意作りのキャンペーンに結集します。

(2) 「全国一律最低賃金・時給 1,000 円実現の運動」を強化します

(3) 均等待遇の実現と共に、同一労働同一賃金原則を確立する制度実現に取り組みます。

(4) 賃金闘争における要求の組織、要求書の提出、ストライキなどを背景とした回答引き出しなどで統一行動を迫り、回答水準の引き上げをめざします

(5) 税・社会保障の負担軽減と給付の改善による可処分所得引き上げをめざす「所得改善運動」を民主団体と共に進めます。

3. 社会保障の拡充、消費税率引き上げ反対など国民的課題の取り組み

(1) 社会保障闘争、増税反対闘争を賃金・所得確保の闘いと両輪に据えて取り組みます。後期高齢者医療制度の即時廃止、医療費本人負担無料化や高すぎる国保料の引き下げ、地域における医療・介護体制の整備などの個別要求課題での運動強化を図ります。最低年金制度の確立、無年金者・低額年金者の解消など年金制度の抜本改善運動を進めます。

(2) 消費税率引き上げ反対、大企業優遇税制の是正を求める運動を進めます。消費税増税に反対する各界連絡会に結集しながら、民主団体との共同の取り組みを迫ります。全労連が提起する「なくせ貧困・税金署名（仮称）」に取り組みます。

(3) 災害時対策や支援拡充を求める全労連の取り組みを進めます。

公害、地球温暖化課題、食料を守る運動などで諸団体との連携と共同を迫ります。

口蹄疫被害への対策を求める全労連の運動に結集します。

(4) 岡山教育文化センターに結集して教育問題に取り組みに参加し、ゆきとどいた教育署名や30人学級実現の運動を推進します。

4. 憲法改悪の策動を許さず、核兵器廃絶・安保条約をめざす取り組み

(1) 改憲手続き法が施行され国会法改悪など、解釈改憲の条件整備が進められるもどすが、改憲反対に粘り強く取り組みます。憲法学習や宣伝・署名活動を進めます。

(2) 憲法改悪反対岡山県共同センターの地域共同を追及します。

5. 在日米軍基地の再編と自衛隊の機能強化に反対する取り組みを強化します。

(1) 日本原基地の日米訓練機能の強化に反対する取り組みを進めます。

(2) 核不拡散条約(NPT)再検討会議の成果を踏まえ、核のない政界をめざす全労連、日本原水協の運動との連携をさらに強化します。

(3) 6・9 行動や原水爆禁止世界大会、国民平和前行進、平和大会、3.1 ビキニデー等の取り組みに積極的に関わっていきます。

6. 政治の民主的転換をめざす取り組み

(1) 一致する要求での共同を広範に追求しつつ、国民本位の政治経済と非核・非同盟・中立・民主の日本を実現する統一戦線の樹立をめざして取り組みます。地方自治体の首長選挙等で、住民のくらしと福祉を守る民主的な自治体をめざす闘いを展開します。全国革新懇運動を広げ、政治の民主的転換を求める世論喚起の取り組みを強化します。

(2) 労働者要求の実現の立場に立ち、政治の転換、国政革新、地方政治革新をめざし、労働組合活動としての選挙活動を強めます。特定政党支持の押し付けや組織ぐるみの選挙に反対します。企業・団体献金の禁止を求める取り組みを強化します。国民主権を侵害する議員定数削減に反対します。公務員の政治的自由の回復を求め、不当弾圧に反対します。

III. 労働組合の共同と組織拡大・強化

1. 要求に基づく総対話・共同の取り組み

(1) 要求の一致点を大切に、すべての労働者、労働組合との総対話と共同を追及します。

(2) 国民春闘共闘に参加する労働組合との共同を追及します。

(3) 安保条約破棄・普天間基地撤去など一致する要求での共同行動を重視します。

2. 全労連の「組織拡大5カ年計画」最終年次の取り組み

(1) 組織拡大計画を具体化させ、単産と県労会議との連携や協力を強めます。

(2) 不況打開、雇用確保、企業の雇用責任追及の取り組みを強めます。非正規労働者、青年、中小未組織労働者などに注目した取り組みを具体化します。

- (3) 組織拡大に関わる学習を強化しながら、運動を交流します。
- (4) 地域組織の活性化に向けた取り組みを強化します。
- (5) 幹部育成をにらんだ労働組合運動の基本学習に取り組み、課題別学習やセミナーなど多様な形態の学習会を組織します。県学習協への団体加盟を含めて、学習を軸にした組織強化を図ります。

3. 労働相談活動と階層別機能強化の取り組み

- (1) 未組織労働者や非正規労働者の労働条件やくらし改善の闘いのサポートを強めます。
- (2) 青年部・女性部の活動を支援し運動の活性化をはかります。
- (3) 「パート・臨時労組連絡会」の活動を強化します。

4. 県のセンターとしての機能を重視して、組織拡大や政策を具体化します。

- (1) 機関紙、ブログ、ホームページを充実させるとともに、職場に認知される県労運動として、情報発信のあり方などを工夫して取り組みます。

5. 労働組合共済会を解消し、新しく発足した全労連共済の発展のための支部活動を総合的に強めます。

IV. 当面する 10 年秋闘の課題

1. 消費税増税に反対する各界連の運動を強化するとともに、増税反対の 1 点での広範な団体との共同を迫ります。金持ち優遇税制や大企業減税に反対する運動、軍事費削減の取り組み、大企業の内部留保を社会的に還元する運動と一体のものとして、増税に対する財源の問題としての宣伝に取り組みます。

2. 最低賃金引き上げ、派遣労働法の抜本改正など雇用の安定と生活を守る立場での運動を強めます。当面する国会での取り組みに参加して、職場での運動に活かします。

リストラ生活支援センターの取り組みを継続し、公設の派遣村や一時宿泊所開設の運動に取り組みます。

3. 2011 年通常国会に向けて、有期雇用契約の規制強化や公務員労働者の労働基本権回復の運動に取り組みます。

4. 春の公契約条例制定の取り組みを継続して学習や自治体への要請に取り組みます。地域切り捨て、規制緩和や労働行政の緩和につながる「地域主権改革」に反対する運動に取り組みます。

5. 後期高齢者医療制度廃止を社会保障制度改悪反対の運動に位置付けて取り組みます。県民的運動の前進のために奮闘します。

6. 秋年末要求の前進と非正規労働者の労働条件改善に取り組みます。

一時金の引き上げや要求組織など組織討議や学習を援助しながら、地域での交渉の活性化に取り組みます。

7. 全労連共済の加入者拡大と合わせて、各組織の拡大を追及します。

8. 10月16日~17日の全国自治研集会の成功のために力を入れます。

自治研集会の実行委員会に県労会議として参加しながら、第10分科会の運営委員として集会準備を進めてきました。県労会議として50名の参加目標（実行委員会団体は別）で奮闘します。

9. 2011年春闘に向けた準備を始めます。

全労連が開く2011春闘討論集会に結集しながら、早期に準備を始めます。全国統一行動日に合わせた取り組みや産別統一行動への支援を強化します。